

# ちくまざわマンスリー スクゥエアー Vol.151

間 竹間沢公民館 ☎ 259-831



Dancing (パフォーマンスをしながら) Flute(世界中の人と繋がる魔法の杖を使って) LIVE(生ならではの響きと盛り上がりを!) クラシックの枠を超えた心も躍るファンタジーコンサート! フルーティストによるパフォーマンスに特化したコンサートをお楽しみください。

【演奏予定曲】「アイネ・クライネ・ナハトムジーク」、「翼を ください」、「天使にラブソングを」など

▶日時 3/1 ± 14:30 ~ (14:00 開場)

▶場所 竹間沢公民館 ホール

▶料金 【前売り】500円 【当日券】600円

※小学生以下は無料(子ども券が必要)

**定員** 150 人

▶申込み 町内3公民館でチケットを購入



# みよし野菜ブランド化推進研究会主催 スマート農業研修会

間みよし野菜ブランド化推進研究会事務局 (観光産業課内内212)



実際の圃場でドローンによる薬剤散布のデモンストレーションを行い、その作業内容などを見学する「スマート農業研修会」を開催します。薬剤散布をドローンに任せることで「人手不足の解消」「作業時間の短縮」「重労働からの解放」などが期待できます。ぜひお気軽にご参加ください。

▶日時 3/5 冰 10:00 ~ 12:00

※雨や強風の場合、農業センターホールでの説明及び 薬剤散布用ドローンの実機の展示等に変更。

▶場所 早川農園(上富 1425)▶対象 町内で農業を営む人

**▶申込み** 3/3 例までに上記に電話かメール (kanko@

town.saitama-miyoshi.lg.jp) で申し込み。

miyoshi イベント event

## 週末ほっとワークス③

代用教員が見た昭和初期の三芳の風景

問 藤久保公民館 ☎ 258-0690



協働のまちづくり教育文化グループが主催する講座「週末 ほっとワークス」。今回は歴史民俗資料館の学芸員が懐か しい写真を通して昭和初期の三芳の様子を語ります。

▶日時 **2**/**22** ± 10:00 ~ 12:00

**▶場所** 藤久保公民館 ホール

▶**講師** 越前谷 理 氏(三芳町立歴史民俗資料館 学芸員)

**定員** 50 人

▶申込み 不要。直接ご来場ください。

miyoshi お知らせ

# 第46回子どもフェスティバル ステージ出演者募集

間 社会教育課社会教育担当 ☎ 257-4266 FAX258-9625



プ出演 ログジオーム ログジ



|遊びのコーナー参加 | 中込みフォーム

子どもフェスティバルに多くの子ども達が参加するため、ステージや遊びのコーナーへの参加者を募集します。

**▶日時 5/10 (±) 9:15~12:30** ※予備日 5/11 (目)

▶出演場所 運動公園 特設ステージ

※ステージの広さ 間□ 9.0 m×奥行き 5.4 m

▶対象 構成員の過半数が町内在住・在勤・在活者で、子どもたちを中心とし、性別問わずパフォーマンス・ダンス・コントなどを行う個人およびグループ

> ②【遊びのコーナー参加団体】1~2団体 (内容や開催規模により事務局と相談の上、決定)

(内谷や開催規模により事務局と相談の上、決定) ▶申込み 2/24 (月・祝) までに下記窓□・メール (shakai@town.saitama-miyoshi.lg.jp)・ FAX・電子申請(上記コード)で申し込み。 令和7年度(令和7年4月1日)から

# 国民健康保険の税率改正

**間** 住民課保険年金担当 (A) 153 ~ 158

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入者で助け合う制度です。

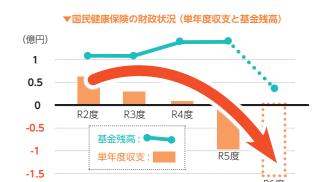
### 国民健康保険の税率引き上げ

下記12などの理中で、令和7年度の保険税率を改正します。ご理解とご協力をお願いします。

#### ●町の国民健康保険財政状況

町の国民健康保険財政は、基金や繰越金、健康づくり事業の 功績による交付金などを活用しながら、平成30年度以降税 率を据え置いてきました。しかしながら、被保険者の高齢化 や医療の高度化などにより、医療機関に支払う医療費(保険 給付費)は年々増加しており、収入で支出(医療費)を賄い きれない厳しい状況となっています。

これまで保険税率の上昇を抑えてきた基金や繰越金も令和6年度時点でほぼ使い切り、令和7年度は基金等による補填が 見込めない状況です。



#### 2 県内の保険税水準を統一へ

平成30年度からは国民健康保険の都道府県単位化が進められており、財政運営主体である県の方針では、加入者間の公平性の確保のため、県内の全市町村で同じ保険税水準となるよう統一をめざしています。

これに伴い、三芳町では、国民健康保険税率を、県の示す令和6年度標準保険税率に合わせた改正を行いました。

#### ▼令和7年度改正後の税率

※変更前(令和6年度)→変更後(令和7年度)

	医療分	後期分	介護分
所得割	7.00% <b>→7.97</b> %	2.40% <b>→3.24</b> %	1.50% <b>→2.39</b> %
均等割	33,000円→34,300円	9,000円→11,100円	11,000円→14,800円
賦課限度額	650,000円 (据え置き)	220,000円→240,000円	170,000円 (据え置き)

※【所得割】加入者の世帯の所得に応じて計算。【均等割】加入者一人一人にかかる。【賦 課限度額】国民健康保険税の上限を定めた国の基準(令和7年度は令和6年度法定額)。

詳細はホーム >>>>> ページ 参照



# 国民健康保険税の軽減 (R6.1 時点)

※税率改正の影響額についてはホームページ参照

●低所得世帯②未就学児③倒産や解雇、雇止めなどにより離職した人は国民健康保険税が軽減される場合があります。詳細は右コードをご覧ください。

国保税の軽減に ついてはこちら



#### 75 歳以上 の加入者

## 後期高齢者医療制度の保険料率

2年ごとに見直される後期高齢者医療保険料率には、令和7年度は改定はありませんが、激変緩和措置の終了に伴う変更があります。

**▶所得割率の軽減撤廃**:軽減所得割率 8.42%<sub>\*1</sub> (令和 6 年度限定) →本来の所得割率 **9.03**% (令和 7 年度)

**▶保険料の賦課限度額の引き上げ**:73万円<sub>※2</sub>(令和6年度)→80万円(令和7年度)

※1年金収入211万円相当以下の人。

※2令和6年度中に75歳になり加入する人は令和6年度から80万円。